

社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

蒲社協規則第2号

昭和57年11月7日制定

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の非常勤の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第1条の2 役員等のうち会長及び常務理事には、報酬を支給する。

2 会長の報酬は、月額50,000円とする。

3 報酬は、会長の職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。この場合において、会長の職に就いた日の属する月又は職を離れた月の在職期間に1月未満の端数があるときは、15日以上は1月とし、15日未満は切り捨てる。

4 報酬は、その月の25日に支給する。ただし、時宜により支給日を繰り上げ、又は繰り下げて支給することができる。

5 常務理事の報酬は、蒲郡市社会福祉協議会職員就業規則に規定する再任用職員（一般給料表適用常用職員）の給料に準ずる。その他、期末勤勉手当等各手当に係る規程は再任用職員の規定に準ずる。ただし、常務理事が当協議会事務局長等、他の職種を兼ねる場合は常務理事としての報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第2条 役員等が会務のため会議等に出席したときは、別表第1による費用弁償を支給する。ただし、会長（前条の2第3項の規定により報酬が不支給の場合は除く）、常務理事、地方公務員法第3条に規定する蒲郡市職員及び出席した会議より費用弁償が行われた場合は費用を弁償しない。

2 会務のため旅行したときは、別表第2による費用弁償を支給する。ただし、日当については協議会職員の旅費に関する規則に準じて支給する。

3 宿泊料が別表2により不足するときは、定額の2倍までの範囲内で実費を支給する。

(雑則)

第3条 前条の費用弁償額に関してこの規則に定めるもののほかは、協議会職員の旅費に関する規則を準用する。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和57年11月7日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給された費用弁償額は、この規定による内払いとみなす。

附 則（平成62年規則第2号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第1号）

この規則は、平成23年11月21日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成29年規則第1号）

この規則は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規則第3号）

この規則は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

非常勤の理事、監事及び評議員	1 回	2, 0 0 0 円
----------------	-----	------------

別表第 2

鉄道賃	船賃	航空賃	宿泊料（1 夜につき）	日当（1 日につき）
実費	実費、等級あるものは最上級に次ぐ等級	実費	1 5, 0 0 0 円以内	2, 9 0 0 円